

福知山公立大学自己点検・評価実施要領

(趣旨)

第1条 福知山公立大学学則第2条第1項の規定に基づく福知山公立大学（以下「本学」という。）が行う自己点検・評価を適切に行うために必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の目的)

第2条 本学の教育研究及び地域貢献、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、教育研究及び地域貢献活動の向上を図り、本学の理念及び目的の達成に寄与する。

(自己点検・評価の基本方針)

第3条 自己点検・評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 教育研究及び地域貢献活動の向上・改善に資すること
- (2) 学部の特徴を活かした特色ある教育研究（強みや魅力）の向上の視点で取り組むこと
- (3) エビデンスに基づいて自己点検・評価を実施すること

(自己点検・評価の実施内容)

第4条 自己点検・評価は、教育研究活動等に係る事項とする。

(評価期間)

第5条 自己点検・評価は、原則として1年間を単位として実施する。

(自己点検・評価の実施単位)

第6条 本学の自己点検・評価の実施単位は、次のとおりとする。

- (1) 全学的に実施する点検・評価

自己点検・評価委員会は、評価期間ごとに全学的な観点から点検・評価を実施する。

- (2) 部局（学部、委員会、附属機関、事務局等をいう。以下同じ。）の自己点検・評価

部局は、毎年度自己点検・評価委員会が指定する事項及び部局が独自に定める事項について、自己点検・評価を実施する。

(自己点検・評価書の作成と公表)

第7条 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価書を作成し、学長に報告する。

- 2 本学の自己点検・評価の結果は、ホームページに公表する。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年12月18日から施行する。